

富士市子育て支援サークル等情報配信事業実施要領

平成 30 年 7 月 1 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富士市ウェブサイト中の「富士市子育てサークル応援サイト」のページ（以下「ページ」という。）における、子育て支援活動に取り組む民間団体等（以下「サークル」という。）に関する情報の掲載について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 ページにおけるサークルに関する情報の掲載は、子育て中の親子に対して市民ニーズに合わせた子育て関係情報を効果的に発信することにより、子育て環境の充実及び相互交流の促進を図ることを目的とする。

(対象とするサークル)

第 3 条 掲載の対象とするサークルは、市内で定期的に活動し、その実態として代表者が明確である民間団体等であって、目的に合致した次のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 子育て中の親子の相互交流を促進すること。
- (2) 子育て中の親子に対して子育て支援や育児に関するイベントやセミナーを開催すること。
- (3) サークル活動を行う者を支援及び育成すること。

(サークル情報の掲載)

第 4 条 サークル情報は、ページに掲載するものとする。

- 2 サークルが運営するウェブサイトへのリンクは、URL による設定によるものとする。
- 3 ウェブサイトを保有しないサークルは、これに代わるものとしてイベント等の内容が掲載されたパンフレット等の電子情報にリンクをするものとする。

(情報を掲載することができるサークル)

第 5 条 ページに情報を掲載することができるサークルは、次条による手続等を行った者であって、市が掲載を認めたものとする。ただし、次のいずれかに該当するサークルの情報は掲載することができない。

- (1) 富士市暴力団排除条例（平成 24 年富士市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又はこれらの統制下にあるサークル
- (2) 営利を目的とするサークル
- (3) 宗教活動及び政治活動を目的とするサークル
- (4) 違法商法、詐欺行為その他犯罪行為等に関わりを持つサークル
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業を行うサークル

(6) 前各号に掲げるもののほか適切でないと市長が認めたサークル

(サークル情報の掲載の手続等)

第6条 ページに情報を掲載しようとするサークルは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 子育て支援サークル等情報掲載申込書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 会費等の徴収がある場合は収支予算書

(4) サークルの定款、規約その他これに類するもの

(5) 前号に掲げる書類が存在しない場合は、サークルの代表者の履歴書

2 市は、第1項の規定により提出された情報が適当であると認める場合には、ページに情報を掲載する。

3 情報の掲載期間は、掲載の承認を行った日から起算して1年以内とする。

4 掲載した情報に変更がある場合は、速やかに子育て支援サークル等掲載情報変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(リンク先の情報)

第7条 ページ内に、リンクを設定する際は、そのリンク先が次に掲げる情報を含むものであってはならない。

(1) 法令に反しているもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの

(4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(5) 意見広告又はこれに類するもの

(6) 個人の氏名広告又はこれに類するもの

(7) 責任の所在が不明確なもの

(8) 内容が不明確なもの

(9) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの

(10) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの

(11) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの

(12) 内容が虚偽・誇大であるもの

(13) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(14) 他の事業者の広告等、当該子育て支援サークル等以外の営利を目的とするもの

(15) 事実でないのに、市が、子育て支援サークル等若しくは特定の個人を支持し、又はその活動等を推奨し、若しくは保証しているかのような誤解を与える表現のもの

(16) プライバシーの侵害、信用毀損又は業務妨害を与えるおそれがあるもの

(17) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと市が認めるもの

(情報の削除)

第8条 市は、次のいずれかに該当するときは、サークルに対して通知することなく、ページから削除することができる。

- (1) サークルが解散又は活動を休止したことが判明したとき。
- (2) サークルが次条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (3) その他、市が情報を削除する必要があると認めたとき。

(遵守事項)

第9条 情報を掲載するサークルは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ページに掲載したサークルの活動に関しては、サークルにおいて責任の所在を明確にし、その責任をもって実施すること。
- (2) 活動で知り得た個人情報は、適正かつ厳重に管理するとともに、個人情報の取扱いについて、当該サークルに参加する者全員の承認を得ること。
- (3) 会費等の徴収やその他収入が発生する場合は、適切な会計管理体制を確立するとともに、収入に対する支出の根拠を明確にすること。また、サークルに参加する者全員に対し収支についての報告を行い、承認を得ること。
- (4) その他公序良俗に準じて活動を行うこと。

附 則

この要領は、平成30年7月11日から施行する。